



おくやみハンドブック
—ご遺族の方へ—

羽生市

ご遺族の方へ

ご親族のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。

羽生市では、ご家族の方が届出等をしなければならない市役所での手続きと、市役所以外の主な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成しました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

羽生市役所
〒 348-8601
埼玉県羽生市東 6 丁目 15 番地
048-561-1121 (代表)

もくじ

身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）	P.2
市役所での手続きチェックリスト	P.3
市役所での手続き	
1. 住民登録に関する手続き	P.5
2. 保険に関する手続き	P.8
3. 年金に関する手続き	P.11
4. 税金に関する手続き	P.13
5. 介護保険に関する手続き	P.17
6. 高齢福祉に関する手続き	P.18
7. 福祉（障がい）に関する手続き	P.21
8. 子どもに関する手続き	P.26
9. その他の手続き	P.34
市役所以外での手続き	P.37
相続に関する手続きチェックリスト	P.39
家系図	P.41
故人の財産について	P.42
不動産の相続登記について	P.43
法定相続情報証明制度について	P.44
委任状	P.45

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き 	
4ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	(39 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

羽生市で必要な手続きについては 5 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当者	担当窓口	詳細ページ
住民登録等	<input type="checkbox"/>	3人以上世帯の世帯主だった方	市民生活課	P.5
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされていた方		
	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードをお持ちだった方		P.6
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、マイナンバー通知カードをお持ちだった方		
	<input type="checkbox"/>	外国籍の方	東京出入国在留 管理局 さいたま出張所	P.7
健康保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた方	国保年金課	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた方		P.9
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた方		P.11
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた方		熊谷年金事務所
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた方	各共済組合	P.12
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない方	収納課・税務課・ 国保年金課	P.13
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税が課税されていた方	税務課	P.14
	<input type="checkbox"/>	固定資産をもっていた(所有権移転登記が済んでいない)方		P.15
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を 所有していた方		P.16
	<input type="checkbox"/>	その他車両を所有していた方		
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または要介護認定を受けていた方	高齢介護課	P.17
高齢福祉	<input type="checkbox"/>	家族介護慰労金の支給を受けている方		P.18
	<input type="checkbox"/>	家族介護用品の支給を受けている方		
	<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを利用されている方		P.19
	<input type="checkbox"/>	配食サービスを利用されている方		
	<input type="checkbox"/>	羽生市徘徊高齢者等位置探索サービス事業をご利用されている方		P.20
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 をお持ちだった方	社会福祉課	P.21
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療・育成医療) をお持ちだった方		

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当者	担当窓口	詳細ページ
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	在宅重度心身障がい者手当及び福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当)を受給していた方	社会福祉課	P.22
	<input type="checkbox"/>	障がい福祉サービスを利用していた方		P.23
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費の助成を受けていた方		P.24
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー利用券の交付を受けていた方		P.25
	<input type="checkbox"/>	ガソリン費助成を受けていた方		
	<input type="checkbox"/>	埼玉県心身障害者扶養共済制度(扶養年金)に加入されていた方		
子育て	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた方	子育て支援課	P.26
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた方		P.27
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた方		P.28
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給者証をお持ちだった方		P.29
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちだった方		P.30
	<input type="checkbox"/>	養育医療券をお持ちだった方		P.31
	<input type="checkbox"/>	保育所等を利用していた方		P.32
	<input type="checkbox"/>	学童保育室(クラブ)を利用していた方		
	<input type="checkbox"/>	就学援助費を受給していた方	教育総務課	P.33
その他	<input type="checkbox"/>	住宅を所有していた方(空き家となる場合)	環境課	P.34
	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた方	水道課	
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を分割で納付していた方	下水道課	P.35
	<input type="checkbox"/>	図書館を利用されていた方	図書館	
	<input type="checkbox"/>	郷土資料館に資料を寄託されていた方	郷土資料館	P.36
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた方	健康づくり推進課	
	<input type="checkbox"/>	農地を所有されていた方	農業委員会	

1. 住民登録等に関する手続き

3人以上世帯の世帯主だった方

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主だった場合、世帯主が変更となります。 当課では、死亡届が提出された時点で、次のように世帯主の登録をしています。 ①死亡届の届出人が同じ世帯の方の場合、届出人を世帯主に登録 ②死亡届の届出人が同一世帯の方でない場合、世帯の中で年長者を世帯主に登録 別の方を世帯主にされる場合は、市民生活課窓口まで世帯主変更の届出をお願いいたします。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 世帯主変更手続きに来られた方の本人確認書類	市民生活課 市民係 内線：134～137

印鑑登録をされていた方

手続き 印鑑登録証または市民カードについて

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効し、印鑑登録証または市民カードは無効となります。 印鑑登録証または市民カードの返却の必要はありません。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証または市民カード	市民生活課 市民係 内線：134～137

MEMO

住民基本台帳カードをお持ちだった方

手続き 住民基本台帳カードについて

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 住民基本台帳カードの返却の必要はありません。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民生活課 市民係 内線：134～137

マイナンバーカード、マイナンバー通知カードをお持ちだった方

手続き マイナンバーカード、マイナンバー通知カードについて

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、マイナンバー通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・マイナンバー通知カードの返却の必要はありません。 ※今後の各種手続きにおいてマイナンバーが必要となる場合がありますので手続き終了後にカードを破棄してください。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、マイナンバー通知カード	市民生活課 市民係 内線：134～137

..... MEMO

1. 住民登録等に関する手続き

外国籍の方

手続き 特別永住者証、在留カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた外国籍の方が特別永住者証、在留カードをお持ちだった場合は返納してください。	亡くなられた日から 14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 死亡がわかる書面の写し	その方の親族・同居者

MEMO

東京出入国在留管理局
さいたま出張所
☎ 048-851-9671
(9:00 ~ 16:00)
土・日曜日、休日を除く)

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険証を回収しています。	なし
※市役所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	問い合わせ先
	国保年金課 国保係 内線：181～184・125

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなれたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなリになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	手続き可能な人
必要なもの	葬祭執行者
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	国保年金課 国保係
<input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー	内線：181～184・125

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
手続き可能な人	手続き可能な人
必要なもの	相続人
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの）	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの）	国保年金課 国保係
<input type="checkbox"/> 本人確認等書類（相続人のもの）	内線：181～184・125

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた方

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	約 2 週間以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	問い合わせ先
—	国保年金課 国保係 内線：181～184・125

後期高齢者医療保険に加入していた方

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険証を回収しています。 ※市役所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療保険者証	国保年金課 後期高齢年金係 内線：128・185

MEMO

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	手続き可能な人
必要なもの	葬祭執行者
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	問い合わせ先 国保年金課 後期高齢年金係 内線：128・185

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなつた場合に申立て申請ができます。	2年間以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの）	相続人 問い合わせ先 国保年金課 後期高齢年金係 内線：128・185

手続き④ 相続人による申立書の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。	約2週間以内
なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。	手続き可能な人
※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ申立書を郵送でお送りします。	相続人
必要なもの	問い合わせ先
—	国保年金課 後期高齢年金係 内線：128・185

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	亡くなられた方の加入・受給状況によって異なります。詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	国保年金課 後期高齢年金係 内線：186・187

厚生年金に加入または受給していた方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、年金事務所へお問い合わせください。 お近くの年金事務所、または市役所でお手続きできる場合もございます。	亡くなられた方の加入・受給状況によって異なります。詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	国保年金課 後期高齢年金係 内線：186・187 熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012

共済年金に加入または受給していた方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	亡くなられた方の加入・受給状況によって異なります。詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない方

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付期限まで
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 紳税通知書	相続人
問い合わせ先	
	問い合わせ先 収納課 内線：141～147
税務課	税務課 内線：112～117
国保年金課	国保年金課 内線：128～185

手続き② 口座振替の依頼・変更・解約の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、職権により取消を行います。引き続き口座振替を希望される場合は、新たに口座振替依頼書の提出が必要となります。翌年度以降、納税義務者が変更になる場合は、別途依頼書の提出が必要となります。口座振替取扱金融機関または市役所窓口にご提出ください。	口座振替申込期限 (納期限の概ね 45 日前)
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 口座届出印	相続人
問い合わせ先	
	問い合わせ先 収納課 内線：141～147

MEMO

市民税・県民税が課税されていた方

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、納税通知書や 還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が 相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が 必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方 について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	相当な期間（概ね3か月）
手続き可能な人	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う方の本人確認書類	税務課 市民税係 内線：112～117

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）方

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定をする届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいて未登記家屋をお持ちでない方は、税務課への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内</p> <p>手続き可能な人 相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要</p>	<p>税務課 資産税係 内線：118～122</p>

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた方

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類	相続人または 相続人の同居者
問い合わせ先	税務課 市民税係 内線：112～117

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類	相続人または 相続人の同居者
問い合わせ先	税務課 市民税係 内線：112～117

MEMO

4. 税金に関する手続き

その他車両を所有していた方

手続き 廃車・名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は名義変更、相続しない場合は廃車の手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	<p>【軽自動車】 軽自動車検査協会 熊谷支所 ☎ 050-3816-3112</p> <p>【軽二輪・小型二輪・普通自動車】 関東運輸局 熊谷検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027</p>

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または要介護認定を受けていた方

手続き 被保険者証等の返還

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証（及び交付を受けている場合は介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）を返還してください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（持っている場合） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（持っている場合）	高齢介護課 介護保険係 内線：164～167

6. 高齢福祉に関する手続き

家族介護慰労金の支給を受けている方

【支給対象者が亡くなられた場合】

手続き 受給者による異動届の提出

手続き詳細	期 限
家族介護慰労金異動届の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
□ 受給者の本人確認書類	高齢介護課 高齢福祉係 内線：161～163

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 相続人代表者による異動届の提出

手続き詳細	期 限
受取人の変更が必要となります。また、新たに受給者を変更する場合は家族介護慰労金異動届の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人代表者の本人確認書類、相続人代表者選任届、相続人代表者の印鑑、金融機関の通帳の写し □ 新たに受給者を変更する場合は、受給者の本人確認書類、金融機関の通帳の写し	高齢介護課 高齢福祉係 内線：161～163

..... MEMO

6. 高齢福祉に関する手続き

家族介護用品の支給を受けている方

手続き 親族による異動届の提出

手続き詳細	期 限
支給対象者が亡くなられた場合、次回以降の配達を休止します。万が一配達があった場合は、受け取らないでください。また、家族介護用品支給異動届の手続きが必要となります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う親族の方の本人確認書類	親族

緊急通報システムを利用されている方

手続き 親族による資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
利用対象者が亡くなられた場合、資格喪失届の手続きが必要となります。緊急通報システムの取り外しについて、ご案内します。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う親族の方の本人確認書類	親族

配食サービスを利用されている方

手続き 親族による異動届の提出

手続き詳細	期 限
利用対象者が亡くなられた場合、異動届の手続きが必要となります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う親族の方の本人確認書類	親族

羽生市徘徊高齢者等位置探索サービス事業をご利用されている方

手続き 親族による異動届の提出

手続き詳細	期 限
利用対象者が亡くなられた場合、廃止届の手続きが必要となります。機器の返却について、ご案内します。	速やかに 手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う親族の方の本人確認書類	高齢介護課 高齢福祉係 内線：161～163

..... MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちだった方

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を返却してください。	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	問い合わせ先 社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療・育成医療）をお持ちだった方

手続き 自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療・育成医療）をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (精神通院・更生医療・育成医療)	問い合わせ先 社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

MEMO

在宅重度心身障がい者手当及び、福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当)を受給していた方

手続き 各種資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅重度心身障がい者手当及び、福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当)を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
<u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</u>	手続き可能な人
必要なもの	親族 問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの (預金通帳等)	社会福祉課 障がい福祉係 内線: 152・153・158・159

..... MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

障がい福祉サービスを利用していた方

手続き 障がい福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障がい福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって利用不可となります。 障がい福祉サービス受給者証を返却または破棄してしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障がい福祉サービス受給者証	どなたでも可
	問い合わせ先 社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

重度心身障がい者医療費の助成を受けていた方

手続き 重度心身障がい者医療費受給者証の返却及び資格内容等変更届、代表者選任届の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障がい者医療受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座のわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	どなたでも可
	問い合わせ先 社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

..... MEMO

福祉タクシー利用券の交付を受けていた方

手続き

重度心身障がい者福祉タクシー利用登録変更(喪失)届と未使用分の福祉タクシー利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー利用券の交付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未使用分の福祉タクシー利用券があれば返却となります。	速やかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未使用分の福祉タクシー利用券	社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

ガソリン費助成を受けていた方

手続き

重度心身障がい者自動車ガソリン費助成変更(喪失)届と未請求分の領収書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がガソリン費助成受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未請求分の自動車燃料費の領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日の属する年度末まで 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未請求分の自動車燃料費の領収書(既に配布済の助成台紙に貼付) <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座のわかるもの(預金通帳等) <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

埼玉県心身障害者扶養共済制度（扶養年金）に加入されていた方

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度加入証書	年金を受給する方または扶養年金管理者 問い合わせ先 社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
死亡月の翌月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	年金加入者またはご親族 問い合わせ先 社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

..... MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた方

【児童が亡くなられた場合】

手続き 消滅届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
死亡日の属する月の手当までが支給されます。他に児童手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 子育て支援係 内線：191～194、199

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更の手続き、未支払児童手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
受給者の変更の手続きが必要となります。また、死亡日の属する月の手当までが支給されますので、未支払いの児童手当がある場合には未払児童手当請求の手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給予定者の金融機関の通帳または、キャッシュカードの写し <input type="checkbox"/> 受給予定者の個人番号の分かる書類 <input type="checkbox"/> 支給対象になっていた児童名義の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課 子育て支援係 内線：191～194、199

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた方

【児童が亡くなられた場合】

手続き 児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
死亡日の属する月の手当までが支給されます。他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本等児童の死亡を証する書類（羽生市に住民票がない方が亡くなった場合のみ）	児童の保護者 問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援係 内線：191～194、199

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者死亡届の提出、児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未支払手当請求書の提出、子を監護する養育者で新規認定手続き）

手続き詳細	期 限
死亡日の属する月の手当までが支給されます。 未払い分の手当があれば請求となり、子を現に監護する養育者で新たに認定できる場合は受給者変更の手続きとなりますので、詳しくはお問い合わせください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の死亡を証する書類（戸籍謄（抄）本、死亡の記載がある住民票の除票等） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、支給対象になっていた児童の振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し <input type="checkbox"/> 手続きをを行う人の個人番号の分かる書類	親族等 問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援係 内線：191～194、199

特別児童扶養手当を受給していた方

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給資格者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の死亡を証する書類（戸籍謄（抄）本、死亡の記載がある住民票の除票等） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し、個人番号の分かる書類	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
問い合わせ先	
	子育て支援課 子育て支援係 内線：191

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
手続き可能な人	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本	子育て支援課 子育て支援係 内線：191

8. 子どもに関する手続き

子ども医療費受給者証をお持ちだった

【児童が亡くなられた場合】

手続き 消滅届提出の手続き、受給者証の返納

手続き詳細	期 限
死亡日をもって消滅となりますので、消滅手続きと受給者証の返納が必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の子ども医療費受給者証	子育て支援課 子育て支援係 内線：191～194、199

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更の手続き、受給者証の返納

手続き詳細	期 限
受給者変更が必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の健康保険証の写し <input type="checkbox"/> 受給予定者の金融機関の通帳または、キャッシュカードの写し <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の子ども医療費受給者証	子育て支援課 子育て支援係 内線：191～194、199

..... MEMO

ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちだった

【児童が亡くなられた場合】

手続き 消滅届提出の手続き、受給者証の返納

手続き詳細	期 限
死亡日をもって消滅となりますので、消滅手続きと受給者証の返納が必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給者証	子育て支援課 子育て支援係 内線：191～194、199

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 子を監護する養育者で新規認定手続き、受給者証の返納

手続き詳細	期 限
子を現に監護する養育者で新たに認定できる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
状況によりお一人ずつ必要な書類等が異なりますので、お問い合わせください。	子育て支援課 子育て支援係 内線：191～194、199

MEMO

8. 子どもに関する手続き

養育医療券をお持ちだった方

【児童が亡くなられた場合】

手続き 養育医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の養育医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の養育医療券	子育て支援課 子育て支援係 内線：191～194、199

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 状況によりお一人ずつお手続きが異なりますので、お問い合わせください。

手続き詳細	期 限
お手続きがございますので、詳しくはお問い合わせください。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
状況によりお一人ずつ必要な書類等が異なりますので、お問い合わせください。	子育て支援課 子育て支援係 内線：191～194、199

MEMO

保育所等を利用していた方

手続き 退所届、家庭状況変更届出書の提出

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられた場合には、退所手続きが必要です。 保護者が亡くなられた場合には、保護者変更の手続きが必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
—	親族等
	問い合わせ先
	子育て支援課 児童保育係 内線：195～198

学童保育室（クラブ）を利用していた方

手続き 退室届、羽生市学童保育室入室申請書変更届の提出

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられた場合には、退室手続きが必要です。 保護者が亡くなられた場合には、保護者変更の手続きが必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
—	親族等
	問い合わせ先
	子育て支援課 児童保育係 内線：195～198

MEMO

8. 子どもに関する手続き

就学援助費を受給していた方

【保護者等が亡くなられた場合】

手続き • 就学援助費支給変更(辞退)報告書・就学援助費受給申請書

手続き詳細	期 限
<p>【既に受給していた場合】 保護者等が亡くなられたことに伴い、受給者が代わる場合は、変更手続きが必要です。</p> <p>【これから申請をする場合】 保護者等が亡くなされたことに伴い、収入が減少し就学に必要な費用に不安がある方は、就学援助費受給申請書が必要です。</p>	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者、親族等
必要なもの	問い合わせ先 教育総務課 内線：303
<p>【既に受給していた場合】 <input type="checkbox"/> 手続きをを行う人の本人確認書類</p> <p>【これから申請をする場合】 <input type="checkbox"/> 手続きをを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 世帯員の個人番号の分かる書類</p>	

MEMO

9. その他の手続き

■ 住宅を所有していた方（空き家となる場合）

手続き 環境課にご相談ください

手続き詳細	期 限
所有者がお亡くなりになり、空き家を相続する予定の方に対し、今後の手続き等についてご案内いたします。	なし
必要なもの	手続き可能な人
—	親族等
	問い合わせ先
	環境課 内線：294～296

■ 上下水道を使用していた方

手続き 名義変更または閉栓手続き、振替口座の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 継続して水道を使用し、亡くなられた方の口座から振替（自動払い込み）をされている場合には振替口座の変更が必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	手続き可能な人
【給水装置所有者の変更】 <input type="checkbox"/> 給水装置所有者変更届の提出	親族または同居者が望ましい
【振替口座の変更】 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書の提出 ※金融機関の窓口に直接ご提出ください。	問い合わせ先 水道課 羽生市大字下羽生 134 ☎ 048-561-0969

MEMO

9. その他の手続き

下水道事業受益者負担金を分割で納付していた方

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を分割で納付していた受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	速やかに 手続き可能な人 新たな受益者（納付義務者）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 下水道事業受益者変更届 <input type="checkbox"/> 公団の写し <input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書の写し	下水道課 羽生市大沼2-63 ☎ 565-1551

図書館を利用していた方

手続き 図書館利用カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の図書館利用カードの返却の手続きが必要です。また、貸出中の資料等の確認をさせていただきますので、図書館までお問い合わせください。	なし 手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の図書館利用カード	市図書館 ☎ 561-8233

..... MEMO

郷土資料館に資料を寄託していた方

手続き 申請者変更の連絡

手続き詳細	期 限
郷土資料を寄託というかたちで、郷土資料館に預けている方が亡くなられた場合は、その資料を相続した方をご連絡ください。	速やかに 手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
—	郷土資料館 ☎ 562-4341

犬を飼っていた方

手続き 犬の登録事項変更届の提出

手続き詳細	期 限
犬の所有者が亡くなられたことに伴い、所有者等を変更する場合は、変更手続きが必要です。	所有者変更した日から30日以内 手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の鑑札（手元にある場合）	健康づくり推進課 内線：177

農地を所有されていた方

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
相続等により、農地の権利を取得された方は、届出が必要です。	なし 手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印）	農業委員会 内線：288・289

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	早めに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	早めに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3月 15 日まで	

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

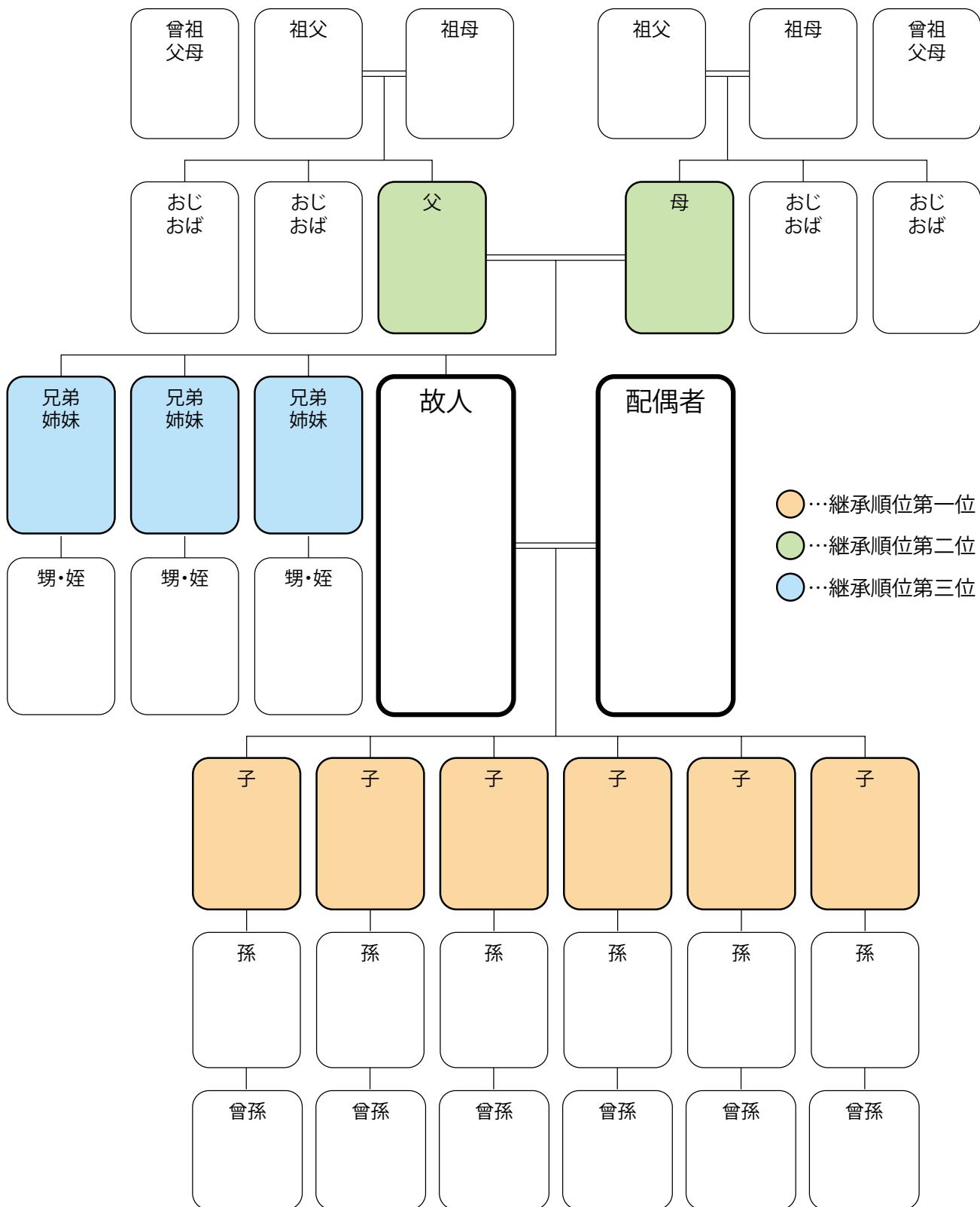
委任状

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	早めに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、該当役所に存する固定資産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**
反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

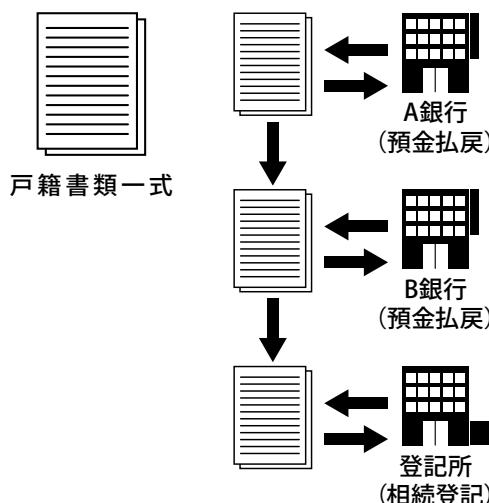
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

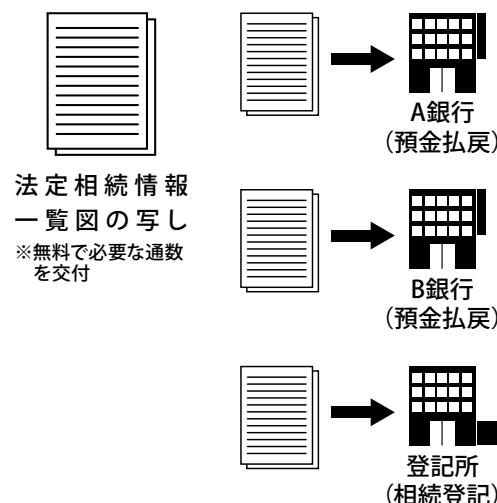
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

記入例**委任状**

代理人（頼まれた人）

住所 羽生市東6丁目15番地
氏名 羽生 太郎
生年月日 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

私は、上記の者を代理人と定め、以下の事項を委任いたします。

※委任事項に✓をつけてください。

- 住所の異動届（転入・転出・転居等）に関すること
 住民票の申請・受領に関すること
 戸籍謄（抄）本の申請・受領に関すること
 ()に関すること

令和 ○○年 ○○月 ○○日

委任者（本人）

住所 羽生市中央3丁目7番5号
氏名 埼玉 花子 必ず自署・押印してください
印
生年月日 昭和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
電話番号 048(561)1121

※代筆者（身体的理由等により本人が自署できない場合）

代筆者氏名 羽生 太郎

自署できない理由 病気により、記入することができないため

※すべての項目を、必ず委任者（本人）が自筆し、押印してください。
(パソコンによる記載は不可)

※代理人は、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

※マイナンバーを記載した住民票を請求する場合は、434円分の切手を
ご用意ください。(簡易書留で本人様宛に郵送します)

※偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象となります。

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、以下の事項を委任いたします。

※委任事項に✓をつけてください。

- 住所の異動届（転入・転出・転居等）に関すること
- 住民票の申請・受領に関すること
- 戸籍謄（抄）本の申請・受領に関すること
- （ ）に関すること

令和 年 月 日

委任者（本人）

住 所

必ず自署・押印してください

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

（ ）

※代筆者（身体的理由等により本人が自筆できない場合）

代筆者氏名

代筆の理由

.....MEMO.....

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....MEMO.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

相続のお悩みは けやき相続相談室へ



何から始めたらいいの？

我が家は相続税がかかるの？

財産ってどう分けたらいいの？



相続対策って何ができるの？

羽生市内のご相談、お気軽にお問い合わせください



0120-77-1139

【電話受付時間】月曜日～金曜日 9:00～16:00

【けやき相続相談室HP】<https://keyaki-souzoku.com/>

【各相談所】 加須相談所：加須市東栄1-13-11

久喜相談所：久喜市久喜中央2-9-30

幸手相談所：幸手市東2-3-6

古河相談所：古河市中央町1-8-5



※けやき相続相談室は、埼玉県で45年！実績・信頼豊富な「こうの経営グループ」が運営しています。



本誌ご持参で、相続開始後2カ月までのご依頼で10%割引き

小林仏壇店

御位牌、御仏壇の御用命は地元の専門店へ。

日本製の御位牌に、御戒名は純金仕上げに致します。



小林仏壇店

〒348-0052
羽生市東 4-1-10

048-561-6251
営業時間 9:00～18:00
定休日 毎週月曜日

遠くてなかなかお参りできない

子どもに負担をかけたくない

後継ぎがおらず今後が心配



いつかは「墓じまい」
しなければいけない…



そのお悩み、わたしたちにおまかせください！

日本全国
どこでも対応

10,000ヶ所以上から
最適な供養先を提案

専門スタッフ
が代行



お墓の引越し
& 墓じまい くん

お墓の引越し & 墓じまい くん 5つの特徴

1. 地方や郊外にあるお墓でも簡単に「墓じまい」ができます
2. あらゆる選択肢から最適な供養先をプロがご提案
3. 全国の樹木葬・永代供養墓・海洋散骨・納骨堂・一般墓をご案内可能
4. ご自身で行うよりもスムーズに執り行えます
5. 寺院との交渉や役所の手続きもお任せください



お見積り・
ご相談無料

まずはお気軽にご相談ください

詳細はホームページへ



0120-260-353

受付時間：9:00～18:00

HP: <https://ohakahikkoshi.jp/>



運営元：株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）のグループ企業です。

おまかせください 相続登記手続

相続登記申請

不動産名義変更

遺産分割協議書作成

遺言書検認

戸籍謄本等の収集

遠方の市役所からも
迅速に取り寄せます

預貯金の名義変更

相続に伴う各種手続

登記申請手続きを適切かつ迅速に

山岸司法書士事務所

TEL 048-578-7352

FAX 048-578-7379

〒348-0054

埼玉県羽生市西4-7-4

お気軽にお電話ください



埼玉司法書士会所属 司法書士 山岸孝之



相続について、どこに相談したら 良いか悩んでいませんか？ 当事務所は 『あらゆる相続手続きの窓口』 になります。

羽生市で相続手続きや遺言書作成、登記手続き等にお困りの方は
ぜひご相談ください。お問合せお待ちいたしております。

＜相続に関してよくある相談＞

遺言書の検認

相続放棄

相続人調査(戸籍収集)

遺産分割協議書の
作成

不動産の名義変更
(相続登記)

預貯金、車などの
名義変更

相続税の申告※

家の売却※

※他の専門家をご紹介いたします。

1. 地域密着、20年以上の実績

2. 広い守備範囲

☞司法書士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士(国家資格)、行政書士[登録申請中]

3. 他の専門家との確かなネットワーク

☞税理士、土地家屋調査士、弁護士、不動産鑑定士、社会保険労務士、不動産会社など

4. 初回相談無料



藤倉司法書士事務所

お気軽にお問合せ、ご相談ください。
司法書士が直接対応いたします。

048-560-3192 info@office-fujikura.jp

お電話が繋がらない場合はメールでお問い合わせください。

埼玉県羽生市中央二丁目1番7号 田中ビル302 駐車場・エレベーターあり

営業時間:9:00~18:00 定休日:土曜・日曜・祝日 (できる限り時間外でも対応いたします。)

<http://www.office-fujikura.jp/>



信頼と実績に
培われた
安心の葬儀

家族葬はじめ あらゆる葬儀に 対応してます。



心をこめて、ご葬儀のお手伝いを致します。

いつでもご相談は無料です。

葬儀について何でもご相談ください。(靈安室もございます)

 0120-65-1824

- 1,年中無休・24時間体制
- 2,事前相談サービス
- 3,四季を問わず快適な葬儀
- 4,大小空間設備
- 5,充実のアフターサービス



石川葬儀社

〒348-0064

埼玉県羽生市大字藤井上組22

TEL:048-565-1824
FAX:048-565-1911
営業時間:24時間受付
定休日:年中無休
<https://www.ishikawa-sougi.co.jp/>





発 行 羽生市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2023年10月